

第41回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和4年3月7日（月）

オミクロン株の影響による爆発的な感染拡大を受け、1月24日から県独自措置、1月27日からはまん延防止等重点措置として、飲食店における営業時間短縮などの要請が実施されてきましたが、病床使用率の低下、ワクチンの高齢者等への3回目接種率などを総合的に判断し、3月6日をもってまん延防止等重点措置が解除されました。しかし、感染が収束したわけではなく、感染の再拡大を招くことのないよう、3月7日から4月7日までを「感染再拡大防止対策期間」と位置づけ、基本的な感染防止対策の更なる徹底をします。

嘉麻市の対応としては、まん延防止等重点措置が解除されることにより下記のとおりとします。

1. 公共施設等の取り扱いについて

(1)生涯学習課所管施設について

施設の開館については、通常通りとする。

調理室を通常開放とする。

なお、引き続き施設の利用にあたっては、収容定員の50%以内とし、身体的距離は1m以上、発声のある者からは2m以上とする。

マスクの着用、手指消毒、検温、換気等の基本的感染防止対策を徹底する。

(2)温浴施設について

なつきの湯の食堂の酒類提供と午後8時までの時短要請を解除し、通常通りとする。

【利用要件】

- ① 会議室、休憩室、貸室等の利用は、マスクの着用、人と人との距離を確保するよう要請する。
- ② なつきの湯のカラオケ室の利用
 - ・歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。
 - ・マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。
 - ・座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。
- ③ なつきの湯、山田いこいの家「白雲荘」のサウナは、利用者が隣り合わないよう間隔を空けるよう要請する。また、サウナ室内では会話を控えるよう周知(黙浴のお願い)する。
- ④ なつきの湯のマッサージ(指定管理者の自主事業)は、マスク着用、消毒、換気、タオルの交換等の感染対策を徹底することを要請する。
- ⑤ 浴室の利用
 - ・浴室の収容可能人数を超える利用者が一度に入浴することがないように人数制限を設ける。(混み合っている時は待ってもらう。)
 - ・洗い場で隣り合わないよう蛇口・シャワーを一つおきの利用を励行する。

(3)人権・同和対策課所管施設について

①調理室の貸館について通常開放とする。

なお、引き続き施設の利用にあたっては、収容定員の50%以内とし、身体的距離は1m以上、発声のある者からは2m以上とする。

マスクの着用、手指消毒、検温、換気等の基本的感染防止対策を徹底する。

②主催事業について

基本的感染対策をとったうえで順次再開する。

(4)こども育成課所管施設について

①子育て支援センターについて…利用組数を制限し、通常開所する。

②学童保育所…通常開所する。

③児童館…休館を継続する。

(5)子育て支援課実施事業について

①すべての乳幼児健診を実施する。ただし、市内及び近隣市町村の感染状況によっては、健診内容を縮小し実施する。

②離乳食教室は、市内の感染状況を考慮し、今後再開の時期を検討する。

(6)高齢者介護課実施事業について

中止していた下記の事業を感染対策を徹底し、再開する。

- ・ おたっしや倶楽部(人権・同和対策課連携事業)
- ・ 出前講座
- ・ ケア・トランポリン教室
- ・ お元気デイサービス(なつきの湯)
- ・ オレンジサロン
- ・ 生活支援体制整備事業協議体

上記に記載のない施設については、感染対策を徹底し、通常通りの取り扱いとする。